

第56回サステナビリティ基準委員会（SSBJ） での審議の概要

2025年8月18日開催

2025年8月21日

第56回の審議では、ISSB公開草案『SASBスタンダード』の修正案』及び『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案』への対応や、IFRS S2号「気候関連開示」の修正案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」への対応としてSSBJ基準を改正するプロジェクトの進め方、補足文書の追加などについて審議がされました。

【第56回SSBJで審議された事項】

審議事項

- (1) ISSB公開草案『SASBスタンダード』の修正案』及び『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案』への対応
（審議事項(1)-1）
 - (2) SSBJ基準テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」
ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正- IFRS S2号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正
（審議事項(2)-1、(2)-2、(2)-3、(2)-4）（※1）
 - (3) 補足文書の追加の検討
ガイダンス文書「IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行についての情報（移行計画に関する情報を含む）の開示」
（審議事項(3)(4)、(3)-1）（※1）
 - (4) 補足文書の追加の検討
教育的資料「ISSB基準を適用する際のISSBの産業別ガイダンスの使用」（審議事項(3)(4)、(4)-1）（※1）
- （※1）審議事項(2)-3、(2)-4、(3)-1、(4)-1については、資料は非公開

審議事項

- (1) ISSB公開草案『SASBスタンダード』の修正案』及び『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案』への対応
（審議事項(1)-1）

国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）が公表した公開草案『SASBスタンダード』の修正案』及び『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案』（2025年7月3日公表、コメント期限2025年11月30日）（以下これらを合わせて「本公開草案」という）への対応について、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）事務局より説明がなされ（※2、※3）、審議が行われました。

（※2）本公開草案への対応アプローチ

前回の審議において概ね賛同が得られた以下のアプローチで、本公開草案への対応を検討する

- 賛否に関わらず、SSBJとしてISSBにコメントを提出する
- その際、SSBJから提出するコメントは、基準設定主体の立場からコメントできる範囲でのコメントとする
- 「SASBスタンダード」及びIFRS S2号の産業別ガイダンスは、適用することが要求されず、参照し、考慮することが要求されるものとして位置付けられているものであることを前提とする

(※3) 以下の3つの論点について、SSBJのコメントの方向性を審議

論点① ISSBの産業別ガイダンスの必要性とその位置付け

- ISSBの産業別ガイダンスはどうあるべきか
- ISSBの産業別ガイダンスのあり方に照らして、「SASBスタンダード」はどうあるべきか

論点② 他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性

- 「SASBスタンダード」の修正案において、「GRIスタンダード」、「欧州サステナビリティ報告基準」(ESRS)及び「TNFD提言」との相互運用可能性の改善を追求することとしている点について、どう考えるか

論点③ BEES及び人的資本に関する情報

- 「SASBスタンダード」の修正案において、生物多様性、生態系及び生態系サービス (BEES) 及び人的資本に関連する「SASBスタンダード」に含まれる開示トピック及び指標の修正を進めることとしている点について、どう考えるか

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持され、引き続き審議することとされました。

(2) SSBJ基準テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正- IFRS S2号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正
(審議事項(2)-1、(2)-2、(2)-3、(2)-4)

SSBJ事務局より、ISSBが検討中のIFRS S2号「気候関連開示」の修正案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」(2025年4月28日公表、コメント期限2025年6月27日)に対応して、我が国のサステナビリティ開示基準(以下「SSBJ基準」という)を改正するプロジェクトの進め方について説明がなされ(※4)、審議が行われました。

また、審議にあたり、当該公開草案に寄せられたフィードバックに関するISSBでの議論の状況について、SSBJ事務局より説明がなされました。

(※4) ISSBにおいてIFRS S2号の修正が公表される前に、SSBJにおいてIFRS S2号の修正案に対応するSSBJ基準の改正を検討するプロジェクトを開始する。当面のタイムラインは以下のとおりとし、ISSBボード会議における議論に応じて適宜見直す

- ① ISSBの公開草案の提案のまま確定される蓋然性が相応に高いことが想定される2つの論点(「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)」の使用に対する法域別の救済措置、地球温暖化係数の数値についての法域別の救済措置の適用可能性)から検討を開始する
- ② その他の論点については、ISSBボード会議における提案の再審議と並行して検討を進める
- ③ 2025年12月中が目標とされているIFRS S2号の修正の確定が公表された後、可及的速やかにSSBJ基準の改正を提案する公開草案を公表することを目途とする

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持され、引き続き審議することとされました。

(3) 補足文書の追加の検討

ガイダンス文書「IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行についての情報(移行計画に関する情報を含む)の開示」
(審議事項(3)(4)、(3)-1)

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」(以下「IFRS S1号」と「IFRS S2号」を合わせて「ISSB基準」という)に関する付随ガイダンス並びに教育的資料等(以下「教育的資料等」という)のうち、ISSB基準の適用において参考になるものについては、SSBJ基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJの了承を得たものをSSBJの補足文書と位置付けることとされています(「中期運営方針」(2025年6月2日公表) II.3(3)①「補足文書」)。

2025年6月23日に、ISSBより公表された、ガイダンス文書「IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行についての情報(移行計画に関する情報を含む)の開示」について、SSBJ基準の適用にあたっても参考になると考えられることから、SSBJの補足文書として公表することについてSSBJ事務局より説明がなされ、審議が行われました。

【審議結果】

審議の結果、本教育的資料をSSBJの補足文書として公表することが了承されました。

(4) 補足文書の追加の検討

教育的資料「ISSB基準を適用する際のISSBの産業別ガイダンスの使用」（審議事項(3)(4)、(4)-1)

2025年7月10日に、ISSBより公表された、教育的資料「ISSB基準を適用する際のISSBの産業別ガイダンスの使用」についても、前述の(3)と同様に、SSBJ基準の適用にあたって参考になると考えられることから、SSBJの補足文書として公表することについてSSBJ事務局より説明がなされ、審議が行われました。

【審議結果】

審議の結果、本教育的資料をSSBJの補足文書として公表することが了承されました。

以上

参 考 : [第56回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会](#)

関連記事 : [第55回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第54回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第53回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[サステナビリティ開示・保証の最新動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のグローバルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トーマツ・リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オランダ、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トーマツ・リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>